

伊 議 第 1 1 号

令 和 8 年 5 月 2 7 日

殿

伊 勢 原 市 議 会

議 長 大 垣 真 一

令和8年伊勢原市議会6月定例会の招集について（通知）

令和8年伊勢原市議会6月定例会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、同日午前9時30分までに伊勢原市議会議場に参集願います。

併せて、議事日程及び会議資料を別添のとおり送付いたします。

以 上



伊勢原市告示第119号

令和8年伊勢原市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月27日

伊勢原市長 萩原鉄也 印

1 期 日 令和8年6月3日(水)

2 場 所 伊勢原市議会議場

令和8年伊勢原市議会6月定例会議事日程

令和8年6月3日（水）午前9時30分開会

（第1日）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 諸報告 |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の承認について（伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第28号 | 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 伊勢原市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 令和8年度伊勢原市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第32号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第33号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第12 | 報告第 2号 | 令和7年度伊勢原市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第 3号 | 令和7年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第14 | 報告第 4号 | 令和7年度伊勢原市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第15 | 報告第 5号 | 令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |

- 日程第16 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第17 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第18 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第19 報告第9号 令和8年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について
- 日程第20 報告第10号 令和8年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

専決処分の承認について

伊勢原市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

専 決 処 分 書

伊勢原市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

伊勢原市長 萩原鉄也

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、その改正規定の一部が同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税に関して所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

伊勢原市税条例の一部を改正する条例

伊勢原市税条例（昭和30年伊勢原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第77条の5第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第77条の5第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第76条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第76条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第76条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第76条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第77条の2から第77条の7までを削る。

第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別

割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第84条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条第2項中「第76条第3項ただし書」を「第76条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第3条の3の2第1項」を「附則第3条の3第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第4条第2項中「、附則第3条の3の2第1項」を削る。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附則第6条の3第1項及び第3項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第6条の4第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改める。

附則第6条の5第1項第5号及び第2項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第6条の7の次に次の1条を加える。

(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める

同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するか
の別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出
する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の2から第11条の7までを削る。

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第
3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、
「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項
中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第
446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4
月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属す
る年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4
項を削る。

附則第12条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」
を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中
「の種別割」を削る。

附則第12条の3第3項第2号、第12条の4第3項第2号、第13条第3項
第2号、第14条第5項第2号、第14条の2第2項第2号及び第14条の3第
2項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及
び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の5第2項第
2号及び第5項第2号中「、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」を

「及び第3条の3第1項」に改める。

附則第19条中「第9項、第13項、第15項、第16項、第31項、第32項若しくは第44項」を「第12項、第14項、第23項、第30項、第31項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(伊勢原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 伊勢原市税条例の一部を改正する条例（平成26年伊勢原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

伊勢原市税条例新旧対照表（1 / 3 5）

現 行	改 正 案
<p>目次 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第18条の2 （略） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則 （昭和29年総理府令第23号。 以下「施行規則」という。）第 1条の9第2号に規定する事項 は、道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第59条第 1項に規定する検査対象軽自動 車又は2輪の小型自動車につい て天災その他やむを得ない事由 により種別割を滞納している場 合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入す る税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義 務者は、第40条、第43条の 4、第43条の5若しくは第43 条の8（第49条の7の2にお いて準用する場合を含む。以下 この条において同じ。）、第43 条の12第1項（第43条の 13第3項において準用する場 合を含む。以下この条において 同じ。）、第44条第1項（法 第321条の8第34項及び第 35項の申告書に係る部分を除 く。）、第49条の7、第63 条、第77条の5第1項、第79 条第2項、第94条第1項若し くは第2項、第98条第2項、 第127条第1項又は第133 条第3項に規定する納期限後に その税金を納付し、又は納入金</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第18条の2 （略） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則 （昭和29年総理府令第23号。 以下「施行規則」という。）第 1条の9第2号に規定する事項 は、道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第59条第 1項に規定する検査対象軽自動 車又は2輪の小型自動車につい て天災その他やむを得ない事由 により軽自動車税を滞納してい る場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入す る税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義 務者は、第40条、第43条の 4、第43条の5若しくは第43 条の8（第49条の7の2にお いて準用する場合を含む。以下 この条において同じ。）、第43 条の12第1項（第43条の 13第3項において準用する場 合を含む。以下この条において 同じ。）、第44条第1項（法 第321条の8第34項及び第 35項の申告書に係る部分を除 く。）、第49条の7、第63 条、第79条第2項、第94条 第1項若しくは第2項、第98 条第2項、第127条第1項又 は第133条第3項に規定する 納期限後にその税金を納付し、 又は納入金を納入する場合には、</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (2 / 35)

現 行	改 正 案
<p>を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第77条の5第1項の申告書、第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書に係る税額</u>（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第77条の5第1項の申告書、第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略) 第2章 普通税</p>	<p>当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略) 第2章 普通税</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（3 / 35）

現 行	改 正 案
<p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第31条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の4において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第33条～第49条の12（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 軽自動車税 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第76条 軽自動車税は、法第442条第5号に規定する軽自動車のうち3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、同条第4号から第7号までに規定する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者</p>	<p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第31条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の4において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第33条～第49条の12（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 軽自動車税 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第76条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができな</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（4 / 35）

現 行	改 正 案
<p>である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第76条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番</u></p>	<p>い者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第76条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (5 / 35)

現 行	改 正 案
<p><u>号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>第76条の3・第77条 (略)</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第77条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第77条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定</u></p>	<p>第76条の3・第77条 (略)</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (6 / 35)

現 行	改 正 案
<p><u>の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第77条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第77条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第77条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の</u></p>	

伊勢原市税条例新旧対照表（7 / 35）

現 行	改 正 案
<p><u>日から10日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第77条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車若しくは第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）又はその他特別の事情があるものと認める3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>（種別割の税率）</u></p> <p>第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略) <u>（種別割の賦課期日及び納期）</u></p> <p>第79条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第80条 (略) <u>（種別割の徴収の方法）</u></p> <p>第81条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第82条 (略) <u>（種別割に関する申告又は報告）</u></p> <p>第83条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使</p>	<p><u>（軽自動車税の税率）</u></p> <p>第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略) <u>（軽自動車税の賦課期日及び納期）</u></p> <p>第79条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第80条 (略) <u>（軽自動車税の徴収の方法）</u></p> <p>第81条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第82条 (略) <u>（軽自動車税に関する申告又は報告）</u></p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（8 / 35）

現 行	改 正 案
<p>用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動</p>	<p>は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（9 / 35）

現 行	改 正 案
<p>車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略) <u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第84条 (略) <u>種別割</u>の減免)</p> <p>第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等又はその他特別の事情があるものと認める軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 第1項の規定により<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第86条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種</u></p>	<p>所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略) <u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第84条 (略) <u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等又はその他特別の事情があるものと認める軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 第1項の規定により<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第86条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（10／35）

現 行	改 正 案
<p>別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同</p>	<p>自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（11 / 35）

現 行	改 正 案
<p>じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による種別割の減免を受けた軽自動車等について、当該年度の賦課期日において第2項又は第3項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該年度の納期限までにこれらの規定による申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>6 第1項及び前項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、当該年度の賦課期日において第2項又は第3項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該年度の納期限までにこれらの規定による申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>6 第1項及び前項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（12／35）

現 行	改 正 案
<p>第87条（略）</p> <p>2 法第445条若しくは第76条第3項ただし書又は第76条の3の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第76条第3項ただし書又は第76条の3の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15</p>	<p>第87条（略）</p> <p>2 法第445条若しくは第76条第2項ただし書又は第76条の3の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第76条第2項ただし書又は第76条の3の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日か</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（13／35）

現 行	改 正 案
<p>日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>第4節・第5節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の2 （略）</p> <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4第1項の規定の適用については、第34条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。</u></p>	<p>ら15日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>第4節・第5節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の2 （略）</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（14／35）

現 行	改 正 案
<p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第3条の3の2 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除</u></p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p>第3条の3 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（15 / 35）

現 行	改 正 案
<p>する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4第1項の規定の適用については、第34条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第3条の3の2第1項</u>」と、第34条の4第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第3条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>第3条の4～第3条の8 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第34条から第34条の3まで、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第5条～第6条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4第1項の規定の適用については、第34条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第3条の3第1項</u>」と、第34条の4第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第3条の3第1項</u>」とする。</p> <p>第3条の4～第3条の8 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第34条から第34条の3まで、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第5条～第6条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (16 / 35)

現 行	改 正 案
<p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p>
<p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第6条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条の10第1項</p>	<p>第6条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条の10第1項</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（17 / 35）

現 行	改 正 案
<p>の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第6条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、</p>	<p>の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第6条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（18／35）

現 行	改 正 案
<p>氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>(熱損失防止改修等住宅等又は熱損失防止改修等専有部分等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規</p>	<p>氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>(熱損失防止改修等住宅等又は熱損失防止改修等専有部分等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（19／35）

現 行	改 正 案
<p>定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>第6条の6・第6条の7 (略)</p>	<p>定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>第6条の6・第6条の7 (略)</p> <p><u>(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p><u>第6条の8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（20 / 35）

現 行	改 正 案
<p>第7条～第11条 （略） <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> 第11条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> 2 <u>県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> 第7条～第11条 （略）</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（21／35）

現 行	改 正 案
<p><u>境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の5の規定により読み替えられた第77条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人</p>	

伊勢原市税条例新旧対照表 (22 / 35)

現 行	改 正 案
<p><u>を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</u></p> <p><u>第11条の3 市長は、当分の間、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第11条の4 市長は、当分の間、第77条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第11条の5 第77条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあ</u></p>	

伊勢原市税条例新旧対照表（23／35）

現 行	改 正 案									
<p>るのは、「<u>県知事</u>」とする。 <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u></p> <p>第11条の6 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u></p> <p>第11条の7 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="311 1149 790 1444"> <tr> <td>第1号</td> <td>$\frac{100}{\text{分の1}}$</td> <td>$\frac{100}{\text{分の0.5}}$</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>$\frac{100}{\text{分の2}}$</td> <td>$\frac{100}{\text{分の1}}$</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>$\frac{100}{\text{分の3}}$</td> <td>$\frac{100}{\text{分の2}}$</td> </tr> </table> <p>2. <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> <u>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</u></p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する</p>	第1号	$\frac{100}{\text{分の1}}$	$\frac{100}{\text{分の0.5}}$	第2号	$\frac{100}{\text{分の2}}$	$\frac{100}{\text{分の1}}$	第3号	$\frac{100}{\text{分の3}}$	$\frac{100}{\text{分の2}}$	<p style="text-align: center;">（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項</p>
第1号	$\frac{100}{\text{分の1}}$	$\frac{100}{\text{分の0.5}}$								
第2号	$\frac{100}{\text{分の2}}$	$\frac{100}{\text{分の1}}$								
第3号	$\frac{100}{\text{分の3}}$	$\frac{100}{\text{分の2}}$								

伊勢原市税条例新旧対照表（24 / 35）

現 行	改 正 案
<p>車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第78条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第78条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（25 / 35）

現 行	改 正 案
<p>番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等</u>（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等</p>	<p><u>和8年度分の軽自動車税</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等</u>（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（26 / 35）

現 行	改 正 案
<p>をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第79条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第12条の2の2 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第79条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第12条の2の2 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（27 / 35）

現 行	改 正 案
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（28／35）

現 行	改 正 案
<p>まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用</p>	<p>まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (29 / 35)

現 行	改 正 案
<p>については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第13条の2・第13条の3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得</p>	<p>得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第13条の2・第13条の3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (30 / 35)

現 行	改 正 案
<p>割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項、<u>附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに</p>	<p>1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項<u>及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、附則第3条第1項<u>及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項<u>及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (31 / 35)

現 行	改 正 案
<p>附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第14条の2の2 (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市</p>	<p>と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第14条の2の2 (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、<u>附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（32 / 35）

現 行	改 正 案
<p>民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項<u>及び第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項<u>及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（33／35）

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>の規定の適用につ</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項及び<u>第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項<u>及び第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項及び<u>第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所</p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (34 / 35)

現 行	改 正 案
<p>いては、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の</u></u></p>	<p>得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項及び<u>第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項及び<u>第3条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第3条第1項及び<u>第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額</u></u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（35 / 35）

現 行	改 正 案
<p>2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第18条 (略) (都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第19条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項、第16項、第31項、第32項</u>若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第18条 (略) (都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第19条 法附則第15条第1項、<u>第12項、第14項、第23項、第30項、第31項</u>若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>

伊勢原市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案		
<p>【附則第5条の規定による改正（伊勢原市税条例の一部を改正する条例（平成26年伊勢原市条例第15号）の一部改正）】</p>			
<p>第23条の改正規定～附則第24条を附則第22条とする改正規定（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条・第2条 （略） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る伊勢原市税条例第78条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1232 710 1276" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>第23条の改正規定～附則第24条を附則第22条とする改正規定（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条・第2条 （略） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る伊勢原市税条例第78条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1187 1316 1232" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）
（略）			
（略）			

伊勢原市税条例の改正要旨（1 / 5）

税目及び改正内容	市税条例	地方税法等
固定資産税・都市計画税		
<p>1 バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置の新設（固定資産税・都市計画税） 劇場や音楽堂等に限定されていた対象が特別特定建築物全般に広げられ、特例率（現行：法で3分の1と規定）を市町村の条例により定めることとされた上、適用期間が3年間延長されたことに伴い、特例率及び申告手続に係る規定を新設する。 ○ 条例で定める割合は3分の1とする。 ※対象資産 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて同法に基づく基準に適合する改修工事を行った一定のもの。</p>	<p>附則第6条の2 附則第6条の8</p>	<p>法附則第15条 法附則第15条の11</p>
	見直し前	見直し後
対象建築物	特別特定建築物※ (劇場・音楽堂等に限る)	特別特定建築物※ <u>全般</u> (既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの)
対象基準等	建物の <u>全体</u> を建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修	建物の <u>一部分</u> を建築物移動等円滑化基準※に適合させるバリアフリー改修 (※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律上、同基準への適合義務がある建物については、 <u>建築物移動等円滑化誘導基準</u>)
対象工事費	<u>1年度分</u> の工事費	<u>複数年度分</u> の工事費
減額率等	<u>1 / 3</u> (減税額は、バリアフリー工事費の5%を上限)	<u>1 / 3</u> を参酌して <u>1 / 6以上1 / 2以下</u> の範囲内 (減税額は、バリアフリー工事費の5%を上限)
<p>※ 特別特定建築物・・・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）</p>		

伊勢原市税条例の改正要旨（2 / 5）

税目及び改正内容		市税条例	地方税法等
<p>2 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の見直し（固定資産税）</p> <p>再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池に係る特例率を拡充するなど重点化が図られた上、適用期間が3年間延長されたことに伴い、特例率を「2分の1」に見直す等の措置を講ずる。</p>		附則第6条の2	法附則第15条
	見直し前	見直し後	
特例対象	①ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備 ②認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備	
特例率	○出力1,000kW以上 3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内 ○出力1,000kW未満 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内	
軽自動車税			
<p>1 環境性能割の廃止</p> <p>環境性能割が令和7年度末をもって廃止されたことに伴い、規定の整理を行う。</p> <p>(1) 軽自動車税の納税義務者等 (2) 軽自動車税のみならず課税 (3) 環境性能割の課税標準 (4) 環境性能割の税率 (5) 環境性能割の徴収の方法 (6) 環境性能割の申告納付 (7) 環境性能割に係る不申告等に係る過料 (8) 環境性能割の減免 (9) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例 (10) 軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例</p>		<p>第76条 第76条の2 第77条の2 第77条の3 第77条の4 第77条の5 第77条の6 第77条の7 附則第11条の2 附則第11条の3 附則第11条の4 附則第11条の5</p>	<p>法第443条 法第444条 法第450条 法第451条 法第453条 法第454条 法第457条 法第461条 法附則第29条の9 法附則第29条の10 法附則第29条の11 法附則第19条の16</p>

伊勢原市税条例の改正要旨（3 / 5）

税目及び改正内容		市税条例	地方税法等															
(11) 軽自動車税の環境性能割の減免の特例 (12) 軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例 (13) 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付 (14) 軽自動車税の環境性能割の税率の特例		附則第11条の6 附則第11条の7	法附則第29条の18															
2 種別割の名称変更 環境性能割の廃止により「軽自動車税種別割」から「軽自動車税」に名称変更されたことに伴い、次に掲げる軽自動車税に係る規定事項を整理する。		第78条 第79条 第81条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 附則第12条 附則第12条の2	法第463条の15 法第463条の16 法第463条の17 法第463条の18 法第463条の19 法第463条の20 法第463条の21 法第463条の22 法第463条の23 法附則第30条 法附則第30条の2															
3 グリーン化特例（軽課）措置の延長等 グリーン化特例（75%減税）の適用期間を2年間延長する。 適用期間が終了した50%減税及び25%減税の規定について整理を行う。 【改正前】		附則第12条	法附則第30条															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象車両</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車等</td> <td>概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>営業用乗用車に限る</td> <td>令和12年度基準90%達成</td> <td>概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>営業用乗用車に限る</td> <td>令和12年度基準70%達成</td> <td>概ね25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		対象車両		内容	電気自動車等		概ね75%軽減	営業用乗用車に限る	令和12年度基準90%達成	概ね50%軽減	営業用乗用車に限る	令和12年度基準70%達成	概ね25%軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和10年3月31日まで（2年間）延長</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日で終了（令和8年度課税まで）</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月31日で終了（規定を削る）</td> </tr> </tbody> </table>	改正内容	令和10年3月31日まで（2年間）延長	令和8年3月31日で終了（令和8年度課税まで）	令和7年3月31日で終了（規定を削る）
対象車両		内容																
電気自動車等		概ね75%軽減																
営業用乗用車に限る	令和12年度基準90%達成	概ね50%軽減																
営業用乗用車に限る	令和12年度基準70%達成	概ね25%軽減																
改正内容																		
令和10年3月31日まで（2年間）延長																		
令和8年3月31日で終了（令和8年度課税まで）																		
令和7年3月31日で終了（規定を削る）																		

伊勢原市税条例の改正要旨（4／5）

税目及び改正内容	市税条例	地方税法等
その他		
<p>条例及び地方税法の改正に伴う引用条項ずれ、用語の整理等に伴う規定の整理</p> <p>(1) 納税証明事項</p> <p>(2) 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金</p> <p>(3) 所得割の課税標準</p> <p>(4) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</p> <p>(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例</p> <p>(6) 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合</p> <p>(7) 耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>(8) 高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>(9) 熱損失防止改修等住宅等又は熱損失防止改修等専有部分等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>(10) 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例</p> <p>(11) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例</p> <p>(12) 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(13) 短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(14) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(15) 先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(16) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(17) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>(18) 都市計画税に係る読替規定</p>	<p>第18条の3</p> <p>第19条</p> <p>第32条</p> <p>附則第3条の3</p> <p>附則第3条の3の2</p> <p>附則第4条</p> <p>附則第6条の2</p> <p>附則第6条の3</p> <p>附則第6条の4</p> <p>附則第6条の5</p> <p>附則第12条の3</p> <p>附則第12条の4</p> <p>附則第13条</p> <p>附則第14条</p> <p>附則第14条の2</p> <p>附則第14条の3</p> <p>附則第14条の4</p> <p>附則第14条の5</p> <p>附則第19条</p>	<p>法施行規則第1条の9</p> <p>法第463条の2</p> <p>法第463条の24</p> <p>法第313条</p> <p>法附則第5条の4</p> <p>法附則第6条</p> <p>法附則第15条</p> <p>法施行令附則第12条</p> <p>法附則第15条の9</p> <p>法附則第15条の10</p> <p>法附則第33条の2</p> <p>法附則第33条の3</p> <p>法附則第34条</p> <p>法附則第35条</p> <p>法附則第35条の2</p> <p>法附則第35条の4</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条</p> <p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2</p>

伊勢原市税条例の改正要旨（5 / 5）

税目及び改正内容	市税条例	地方税法等
附則第5条の規定による改正（伊勢原市税条例の一部を改正する条例（平成26年伊勢原市条例第15号）の一部改正		
軽自動車税		
<p>軽自動車税に関する経過措置の整理 環境性能割の廃止により「軽自動車税種別割」から「軽自動車税」に名称変更されたことに伴い、軽自動車税に関する経過措置に係る規定事項を整理する。</p>	<p>伊勢原市税条例の一部を改正する条例（平成26年伊勢原市条例第15号）附則第5条</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）附則第15条</p>

専決処分の承認について

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

専 決 処 分 書

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

伊勢原市長 萩原鉄也

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、その改正規定の一部が同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に伊勢原市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和30年伊勢原市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（1 / 4）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第1号、第2号又は第3号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第4項本文の介護納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に</p>	<p>第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第1号、第2号又は第3号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第4項本文の介護納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（2 / 4）

現 行	改 正 案
<p>規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ク （略）</p>	<p>規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>310,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ク （略）</p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ク （略）</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>570,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ク （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（3 / 4）

現 行	改 正 案
<p>の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、<u>被保険者均等割額</u>及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、<u>被保険者均等割額</u>及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以</p>	<p>の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（4／4）

現 行	改 正 案
<p>前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（<u>第1項、第2項又は前項</u>に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>第21条の2～第27条（略）</p>	<p>前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（<u>前3項</u>に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>第21条の2～第27条（略）</p>

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊勢原市条例第 26 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行により、外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務とされたことに伴い、本条例で定める個人番号の独自利用事務を整理するため提案する。

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例（平成27年伊勢原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
第1条～第6条 (略)		第1条～第6条 (略)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1～4	(略)	1～4	(略)
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
6	(略)	5	(略)
7	(略)	6	(略)
別表第2・別表第3 (略)		別表第2・別表第3 (略)	

伊勢原市税条例の一部を改正する条例について

伊勢原市税条例（昭和 30 年伊勢原市条例第 46 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、個人市民税及び固定資産税に関して所要の改正を行う必要が生じたため提案する。

伊勢原市税条例の一部を改正する条例

伊勢原市税条例（昭和30年伊勢原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）

(退職手当等(第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第2条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第3条の4中「又は附則第14条の3第1項」を「、附則第14条の2の3第1項又は附則第14条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第13条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法

律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第14条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による

市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第2条の改正規定及び附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の4の改正規定（「附則

第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の2の改正規定及び附則第13条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第3条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第14条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の伊勢原市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の伊勢原市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢原市税条例附則第3条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改

築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢原市税条例附則第3条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第13条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第13条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第14条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以

後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢原市税条例新旧対照表（1 / 16）

現 行	改 正 案
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の2（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の3～第36条（略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の2（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の3～第36条（略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（2 / 16）

現 行	改 正 案
<p>金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」とい</p>	<p>金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（3 / 16）

現 行	改 正 案
<p>う。)及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2～10 (略)</p>	<p>2～10 (略)</p>
<p>第36条の3 (略)</p>	<p>第36条の3 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であ</p>	<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（４／１６）

現 行	改 正 案
<p>るものに限る。<u>次条第１項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第４項及び第４９条の９第３項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） <u>第３６条の３の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生</u></p>	<p><u>（合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。）の氏名</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第５項及び第４９条の９第３項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） <u>第３６条の３の３ 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表 (5 / 16)

現 行	改 正 案
<p>計を一にする配偶者（退職手当等（第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>	<p>各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（6 / 16）

現 行	改 正 案
<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の</p>	<p>ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（7 / 16）

現 行	改 正 案
<p>前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理され</p>	<p>の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理され</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（8／16）

現 行	改 正 案
<p>た日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第36条の4～第49条の12 (略)</p> <p>第2節 固定資産税 第50条～第58条 (略) (固定資産税の免税点)</p> <p>第59条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が土地にあっては300,000円、家屋にあっては200,000円、償却資産にあっては1,500,000円に満たない場合においては固定資産税を課さない。</p> <p>第59条の2～第75条 (略) 第3節～第5節 (略) 第3章 (略) 附 則</p> <p>第1条～第1条の4 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係</p>	<p>た日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第36条の4～第49条の12 (略)</p> <p>第2節 固定資産税 第50条～第58条 (略) (固定資産税の免税点)</p> <p>第59条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては300,000円、償却資産にあっては1,800,000円に満たない場合においては固定資産税を課さない。</p> <p>第59条の2～第75条 (略) 第3節～第5節 (略) 第3章 (略) 附 則</p> <p>第1条～第1条の4 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（9 / 16）

現 行	改 正 案
<p>る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第3条・第3条の2（略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第3条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2（略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第3条の4 第34条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1</p>	<p>として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第3条・第3条の2（略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第3条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2（略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第3条の4 第34条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（10 / 16）

現 行	改 正 案
<p>項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第3条の5～第3条の8 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額</p>	<p>項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項、<u>附則第14条の2の3第1項又は附則第14条の3第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第3条の5～第3条の8 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（11／16）

現 行	改 正 案
<p>を免除する。</p> <p>2・3 （略） （個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第6条～第13条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において</p>	<p>を免除する。</p> <p>2・3 （略） （個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項<u>（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第6条～第13条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（12 / 16）

現 行	改 正 案
<p>て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（13／16）

現 行	改 正 案
<p>第13条の3～第14条の2の2 (略)</p>	<p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第13条の3～第14条の2の2 (略)</p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第14条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合に</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（14 / 16）

現 行	改 正 案
	<p>は、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、<u>第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）</u>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民</u></p>

伊勢原市税条例新旧対照表（15 / 16）

現 行	改 正 案
	<p>税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>

伊勢原市税条例新旧対照表（16 / 16）

現 行	改 正 案
<p>第14条の3～第23条（略） 別表第1・別表第2（略）</p>	<p>第14条の3～第23条（略） 別表第1・別表第2（略）</p>

伊勢原市税条例の改正要旨 (1 / 3)

税目及び改正内容	市税条例	地方税法
個人市民税		
<p>1 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の規定の整備 復興特別所得税の課税期間の延長及び税率の変更並びに防衛特別所得税の創設に伴い、令和30年度までの各年度において、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に2.1%を乗じて得た率を加算し、令和31年度以降の各年度においては、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に1%を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとされたことから規定の整備を行う。</p>	<p>第34条の2 附則第3条の4 附則第5条の2</p>	<p>法附則第5条の6 法附則第5条の5 法附則第7条の3</p>
<p>2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し 個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者とされている。所得税と個人市民税の課税ベースが異なるため、個人市民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じることから、個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する措置を講じる。 ※令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用する。</p>	<p>第36条の3の3</p>	<p>法第317条の3の3</p>
<div data-bbox="219 914 1456 1356" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈扶養親族等申告書の提出が不要な者（年金収入額205万円以下）の例〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>・ 65歳以上の公的年金等受給者 ・ 年金収入額200万円</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>国税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても個人市民税において必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大する。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>単身の場合、課税 ※非課税ライン 約158万円 (所得割)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>夫婦世帯等の場合、非課税 ※非課税ライン 222万円 (所得割)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>個人市民税の賦課決定に必要な、配偶者・扶養親族の有無を把握するために、扶養親族等申告書の提出が必要</p> </div> </div>		

伊勢原市税条例の改正要旨（2 / 3）

税目及び改正内容	市税条例	地方税法
<p>3 特例措置の適用期限の延長</p> <p>(1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 適用期限（令和9年度まで）を恒久化する措置を講ずる。</p> <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除） 所得税の住宅ローン控除の適用者で所得税から控除しきれなかった額がある場合において、個人市民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の適用期限等を延長する措置を講ずる。 ○ 適用期限 「令和20年度まで」から「令和25年度まで」に延長 ○ 居住年 「令和7年まで」から「令和12年まで」に延長</p> <p>(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例 適用期限を「令和9年度まで」から「令和12年度まで」に延長する措置を講ずる。</p> <p>(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 適用期限を「令和8年度まで」から「令和11年度まで」に延長する措置を講ずる。 ○ 一部の事業について、一定の災害ハザードエリア（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域）内に所在する土地等の譲渡を対象外とする。</p>	<p>附則第2条 附則第3条の3 附則第4条 附則第13条の2</p>	<p>法附則第4条の5 法附則第5条の4の2 法附則第6条 法附則第34条の2</p>

伊勢原市税条例の改正要旨 (3 / 3)

税目及び改正内容	市税条例	地方税法												
<p>4 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う整備 特定暗号資産を譲渡した場合の所得に対する課税方式がこれまでの「総合課税」から「申告分離課税」に変更されることに伴う規定の整備 ※特定暗号資産 暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されているものその他一定の暗号資産をいう。</p> <table border="1" data-bbox="235 435 1189 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税方式</td> <td>総合課税 雑所得として他の所得と合わせて課税</td> <td>申告分離課税 他の所得と区分して課税</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>6%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	課税方式	総合課税 雑所得として他の所得と合わせて課税	申告分離課税 他の所得と区分して課税	税率	6%	3%	<p>附則第3条の4 附則第14条の2 の3</p>	<p>法附則第5条の5 法附則第35条の3 の6</p>			
	現行	改正後												
課税方式	総合課税 雑所得として他の所得と合わせて課税	申告分離課税 他の所得と区分して課税												
税率	6%	3%												
<p>固定資産税</p>														
<p>免税点の見直し 家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる。 令和9年度以降の年度分の固定資産税について適用する。</p> <table border="1" data-bbox="241 917 1070 1114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> <td>180万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土地については、前回見直し（平成3年）と比較した場合、地価が下落していることから据置き。</p>	区分	現行	改正後	土地	30万円	30万円	家屋	20万円	30万円	償却資産	150万円	180万円	<p>第59条</p>	<p>法第351条</p>
区分	現行	改正後												
土地	30万円	30万円												
家屋	20万円	30万円												
償却資産	150万円	180万円												
<p>その他</p>														
<p>条例及び地方税法の改正に伴う引用条項ずれ、用語の整理等に伴う規定の整理 (1) 市民税の申告 (2) 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書</p>	<p>第36条の2 第36条の3の2</p>	<p>法第317条の2 法第317条の3 の2</p>												

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について

伊勢原市介護保険条例（平成 12 年伊勢原市条例第 10 号）の一部を別紙のよう
に改正する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

伊勢原市長 萩原 鉄也

提案理由

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴う介護保険法施行令
の一部改正により、令和 8 年度の市町村民税が課されている者とみなされる被
保険者であって、令和 7 年中において市町村民税が非課税となる範囲内で就労
時間の調整を行った者に係る保険料の減免規定を整備するため提案する。

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢原市介護保険条例（平成12年伊勢原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第10条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で政令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第6条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>目次（略） 第1章～第7章（略） 附 則 第1条～第9条（略）</p>	<p>目次（略） 第1章～第7章（略） 附 則 第1条～第9条（略） <u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u> 第10条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で政令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第6条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
	<p><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>

工事請負契約の締結について

別紙のように工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

令和 8 年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その 1 について、入札の結果、令和 8 年 5 月 8 日に別紙業者に落札決定したので、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

- 1 工事の名称 令和8年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その1
- 2 工事の場所 伊勢原市神戸地内
- 3 契約金額 388,542,000円
- 4 契約の相手方
- 所在地 神奈川県伊勢原市三ノ宮1097
- 法人名 長島・丹野特定建設工事共同企業体
- 代表者 長島建設株式会社 代表取締役 長島 善宣
- 5 契約締結の方法 一般競争入札

工 事 請 負 契 約 締 結 状 況

工事の名称	令和8年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その1		
工事の場所	伊勢原市神戸地内		
契約金額	388,542,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)		
契約の相手方	所在地	神奈川県伊勢原市三ノ宮1097	
	法人名	長島・丹野特定建設工事共同企業体	
	代表者	長島建設株式会社 代表取締役 長島 善宣	
契約期間	本契約締結の日から令和9年3月12日まで		
落札年月日	令和8年5月8日		
工事概要	別紙のとおり		
入札経過(入札価格順)			
No.	業者名	入札価格(税抜き)	摘要
1	長島・丹野特定建設工事共同企業体	353,220,000円	落札
2	杉山・アクア 特定建設工事共同企業体	353,220,000円	
3	坂本・田中特定建設工事共同企業体	360,050,000円	
4	中村園・コクエー特定建設工事共同企業体	361,000,000円	
5	アース・山王総合特定建設工事共同企業体	363,810,000円	
6	幸和・日翔 特定建設工事共同企業体	370,000,000円	

※ 予定価格(税抜き)は、385,340,000円

※ 最低制限価格(税抜き)は、353,210,000円

※ 同価入札のため、くじ引きにより決定

○工事の目的

都市計画道路田中笠窪線は、行政センター地区から伊勢原市西部の笠窪地区を結ぶ幹線道路であり、市内の東西交通の利便性向上や、災害時における防災拠点等へのアクセス向上、更には、伊勢原駅周辺の交通渋滞の緩和に寄与する重要な路線である。

本工事は、二級河川鈴川と準用河川栗原川を渡河する橋りょう区間のうち、二級河川鈴川の東側において、道路地盤改良工の整備を行うもの。

○工事の概要

工事延長 L = 約 116 m

■道路地盤改良工

深層混合処理工 1.0式

○工事箇所図



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市沼目四丁目（以下略）
氏 名 飯 島 弘
生 年 昭和 27 年

令和 8 年 6 月 3 日 提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

委員の任期満了（令和 8 年 9 月 30 日）に伴い、引き続き委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により提案する。

令和7年度伊勢原市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法第212条第1項の規定により設定した令和7年度伊勢原市一般会計継続費予算について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により逡次繰越しをしたので別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

令和7年度伊勢原市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7	土木費	4 都市計画費 都市計画道路田中笠窪線 整備事業費	1,570,000,000	800,000,000	0	800,000,000	668,543,000	131,457,000	131,457,000	1,357,000	0	130,100,000	0
合 計			1,570,000,000	800,000,000	0	800,000,000	668,543,000	131,457,000	131,457,000	1,357,000	0	130,100,000	0

令和7年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和7年度伊勢原市一般会計予算に係る繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

令和7年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定 地方債	財源 その他	訳 一般財源
2 総務費	1 総務管理費	指定管理者電気・上水道料金高騰 対策緊急支援金交付事業費	5,500,000	5,500,000	0	0	0	5,500,000	0
		市民文化会館改修事業費	41,591,000	41,591,000	0	0	28,300,000	0	13,291,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理費	2,332,000	2,332,000	0	2,332,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金給付事業費 (特別加算分)	265,017,000	246,045,000	0	0	0	246,045,000	0
		障がい者施設物価高騰支援 給付金給付事業費	2,990,000	1,832,500	0	0	0	1,832,500	0
		高齢者施設物価高騰支援 給付金給付事業費	17,633,000	3,445,500	0	0	0	3,445,500	0
		地域医療介護総合確保基金 (介護分)事業費補助金	50,824,000	50,824,000	0	50,824,000	0	0	0
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 給付事業費	34,199,000	8,286,000	0	8,286,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応医療機関支援事業費	38,922,000	38,922,000	0	0	0	38,922,000	0
		くらしの省エネ応援事業費	60,061,000	60,061,000	0	0	0	60,061,000	0
		中小企業等省エネ設備 導入支援事業費	20,013,000	20,013,000	0	0	0	20,013,000	0
5 農林水産業費	1 農業費	畜産業物価高騰対応費補助事業費	33,541,000	33,541,000	0	0	0	33,541,000	0
		土地改良団体事業負担金	5,052,000	5,052,000	0	0	4,900,000	0	152,000
6 商工費	1 商工費	伊勢原市プレミアム付 商品券事業費	157,000,000	157,000,000	0	0	0	157,000,000	0
7 土木費	2 道路橋りょう費	舗装打換事業費	60,000,000	60,000,000	0	28,000,000	24,000,000	0	8,000,000
		市道改良事業費	9,300,000	7,730,000	0	2,585,000	4,700,000	0	445,000
		橋りょう維持管理費	122,000,000	122,000,000	0	64,350,000	56,600,000	0	1,050,000
		安全な歩行空間整備事業費	34,540,000	34,486,000	0	13,245,000	18,200,000	0	3,041,000
	4 都市計画費	都市計画道路田中笠窪線 整備事業費	598,447,000	595,781,000	0	235,100,000	353,900,000	0	6,781,000
		地域公園整備事業費	44,250,000	44,250,000	0	10,000,000	32,700,000	0	1,550,000
9 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業費	123,022,000	123,022,000	0	19,553,000	103,200,000	0	269,000
	3 中学校費	中学校校舎等改修事業費	175,597,000	175,597,000	0	47,134,000	128,300,000	0	163,000
	5 保健体育費	体育施設維持管理費	3,486,000	3,486,000	0	0	0	0	3,486,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧費	100,000	100,000	0	0	0	0	100,000
合計			1,905,417,000	1,840,897,000	0	481,409,000	754,800,000	566,360,000	38,328,000

令和7年度伊勢原市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しをした令和7年度伊勢原市一般会計予算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

令和7年度伊勢原市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年 繰越 額	左 の 財 源 内 訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
									国県支出金	地方債	その他			
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	令和6年8月に発生した台風第10号により被害を受けた農業用施設の復旧工事について、令和7年度へ繰り越して執行してきたが、天候等の影響により年度内の事業完了が困難となったため。
合 計			50,480,100	18,480,000	32,000,100	0	32,000,100	0	0	0	0	0	32,000,100	

令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和7年度 伊勢原大山インター土地 区画整理事業における公 共下水道事業の委託契約	円 98,769,000	円 0	円 98,769,000	円 40,500,000	円 58,200,000	円 69,000	円 0	円 0	区画整理事業の遅延により、 本工事の着手が遅れたため。
		令和7年度 汚水第24-1幹線 基礎調査業務	18,700,000	0	18,700,000	0	18,700,000	0	0	0	関係機関等との協議調整に時間 を要したため。
		令和7年度 3号公共下水道不明水 調査業務	3,628,000	0	3,628,000	0	3,600,000	28,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間 を要したため。
		令和7年度 公共下水道事業第1工区	64,317,000	0	64,317,000	22,000,000	42,300,000	17,000	0	0	資材の調達困難に伴い納期の 遅延が生じたため。
		令和7年度 公共下水道事業第2工区	37,851,000	0	37,851,000	13,000,000	24,800,000	51,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間 を要したため。
		令和7年度 公共下水道事業第3工区	81,580,000	0	81,580,000	29,500,000	52,000,000	80,000	0	0	地権者等との協議調整に時間 を要したため。
		令和7年度 公共下水道事業第4工区	75,658,000	0	75,658,000	19,000,000	56,600,000	58,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間 を要したため。
		令和7年度 公共下水道事業第5工区	97,632,000	0	97,632,000	24,000,000	73,600,000	32,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間 を要したため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和7年度 公共下水道事業第6工区	円 45,450,000	円 0	円 45,450,000	円 5,500,000	円 39,900,000	円 50,000	円 0	円 0	関係機関等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 公共下水道事業第7工区	83,019,000	0	83,019,000	15,000,000	68,000,000	19,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 長寿命化対策工事その3	7,293,000	0	7,293,000	0	7,200,000	93,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 公共下水道地震対策工事その2	51,090,000	0	51,090,000	25,000,000	26,000,000	90,000	0	0	国の令和7年度補正予算における採択事業で、年度内の事業実施が困難であったため。
		令和7年度 公共下水道地震対策工事その3	9,603,000	0	9,603,000	0	9,600,000	3,000	0	0	関係機関等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 公共汚水樹設置工事その1	1,573,000	0	1,573,000	0	1,500,000	73,000	0	0	地権者等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 公共汚水樹設置工事その5	1,012,000	0	1,012,000	0	1,000,000	12,000	0	0	地権者等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 雨水矢羽根第1-1幹線整備工事	269,000,000	0	269,000,000	90,000,000	179,000,000	0	0	0	資材の調達及び地権者等との協議調整に時間を要したため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和7年度 畠田調整池雨水ポンプ 設置工事	円 33,000,000	円 0	円 33,000,000	円 0	円 33,000,000	円 0	円 0	円 0	資材の調達困難に伴い納期の遅延が生じたため。
		令和7年度 畠田調整池雨水ポンプ 設置工事その2	1,980,000	0	1,980,000	0	1,900,000	80,000	0	0	資材の調達困難に伴い納期の遅延が生じたため。
		令和7年度 雨水管渠整備工事その2	1,595,000	0	1,595,000	0	1,500,000	95,000	0	0	地権者等との協議調整に時間を要したため。
		令和7年度 雨水歌川第14-1幹線 浸水対策工事	11,000,000	0	11,000,000	0	11,000,000	0	0	0	資材の調達困難に伴い納期の遅延が生じたため。
		令和7年度 伊勢原市公共下水道事業 広域化計画検討業務	5,170,000	0	5,170,000	0	0	5,170,000	0	0	0
合 計			998,920,000	0	998,920,000	283,500,000	709,400,000	6,020,000	0	0	

専決処分の報告について

令和8年2月5日に発生した交通事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

専 決 処 分 書

令和8年2月5日に発生した交通事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月8日

伊勢原市長 萩原鉄也

- 1 発 生 日 時 令和8年2月5日（木）午前10時33分頃
- 2 発 生 場 所 伊勢原市沼目二丁目8番11号先 丁字路
- 3 損害賠償の相手方 市外法人
- 4 事 故 の 概 要 保健福祉部職員が、要介護認定の調査中、公用車で丁字路を左折しようとしたところ、同車両右側前方部が丁字路の左側から直進してきた相手方車両右側後方に接触し、損傷を与えた。
- 5 損 害 賠 償 額 152,706円（相手方車両修理費に係る本市賠償額）

専決処分の報告について

令和8年1月18日に発生した建物損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

専 決 処 分 書

令和8年1月18日に発生した建物損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月21日

伊勢原市長 萩原鉄也

- 1 発 生 日 時 令和8年1月18日（日）午後4時30分頃
- 2 発 生 場 所 伊勢原市沼目六丁目1488番1先
- 3 損害賠償の相手方 市内在住者
- 4 事 故 の 概 要 大田青少年広場利用者のボールと思われる物がフェンスを越えて、隣接する建物に当たり、窓ガラスを破損させた。
- 5 損 害 賠 償 額 12,430円（相手方建物修理費に係る本市賠償額）

専決処分の報告について

令和7年10月14日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

専 決 処 分 書

令和7年10月14日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月8日

伊勢原市長 萩原鉄也

- | | |
|-------------|--|
| 1 発 生 日 時 | 令和7年10月14日（火）午前8時50分頃 |
| 2 発 生 場 所 | 伊勢原市上平間535番1先
(市道1049号線の路上) |
| 3 損害賠償の相手方 | 市外在住者 |
| 4 事 故 の 概 要 | 相手方車両が市道区域を走行中、道路に生じていた段差部分に同車両の前方下部が接触し、損傷を与えた。 |
| 5 損 害 賠 償 額 | 154,265円（相手方車両修理費に係る本市賠償額） |

令和8年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画に
ついて

地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

令和8年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日提出

伊勢原市長 萩原鉄也